

地域金融機関の職員様向け

NEWS LETTER

2011.6. Vol.16

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 ほこだて法務事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『普通の方にはなかなか大変！成年後見手続』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『成年後見申立て手続の流れ』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



身近な法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

5月の最終日曜日、私の地元にある石神井氷川神社にて、石神井、井荻、井草など、「井」がつく地名の素敵な個店が集まったコミュニティが主催する、市（マーケット）が開催されました。

参加店は、手作り工芸品、食品、ワークショップなどプロのお店が約30店。神社の神楽殿ではミュージシャンによるライブが行われ、終日の雨にもかかわらず、多数の地元のお客さんが来場されていました。

主催者や出店者が若い世代中心とあって、お客さんも30～40歳ぐらいの世代が中心。小さなお子さん連れのお客様も目立ちました。

新しい形の地域ムーブメントが、地元で少しずつ動き出しています。

<サポート事例>

『普通の方にはなかなか大変！成年後見手続』

「認知症の親に代わって財産を管理したいのだけど…」当事務所にも問い合わせが増えてきている成年後見制度。いざ自分で手続を進めるにしても、本人の認知症の症状が不安定、煩雑な手続書類の準備、手続の期間が長い（概ね3～6ヶ月）、等々、普通の方にはなかなか大変な手続です。

2月の下旬、取引先信用金庫様のご紹介でお会いしたお客様も、「夫が先に亡くなり子供がいない姉のために遺産分割と財産管理の面倒を見る必要があるのだけど、成年後見の申立てを全て一人でやるのは大変だし時間もかかる」とのこと、当事務所が申立てのサポートをお手伝いさせていただくことになりました。

まずはご本人の症状を確認する必要があるため、入院先の病院を訪問し、主治医の先生にヒアリングを行いました。成年後見制度について明るい先生ではなかったため、こちらで制度の概要を説明し、「成年後見」相当との診断書を書いていただきました。

つづいて公簿等の資料集めを当方で行い、お客様には財産や収入・支出に関する資料を集めていただきながら、申立て書類を一緒に作成。4月下旬に家庭裁判所に申立てた後は、きちんと書類が整備できたこともあって速いペースで審理が進み、6月上旬に無事後見開始の審判が下りました。

今後も引き続き、お客様の後見事務をサポートしながら見守っていく予定です。

＜サポート事例＞

■「定期的に途中経過を報告してくれたので、安心して任せることができました」（中野区 信用金庫 支店長代理 T.W 様 49 歳）

——実際に当事務所の機能を活用されてみていかがでしたか？（成年後見申立てサポート）

寝たきりの状態にもかかわらず、ご主人に先立たれてしまったお客様がいらっしゃいました。その方にはお子さんがおらず、療養など今後の面倒をその方の妹様が見ることになりました。入院費などを立てるのに本人の預金を動かす必要があったため、金融機関として意思確認を取ろうとしたところ、ご本人は会話もままならない状態だったため、妹様に成年後見制度を利用してもらう必要があるとお伝えしました。

金融機関としては、成年後見制度利用者への対応ノウハウはあっても、そもそも後見人になるための手続についてはノウハウがありません。妹様から「誰か専門家を知らないか」と相談されたとき、定期的に店に立ち寄ってくれている、銚立さんのことを思い出しました。いつもバイクで移動されていてフットワークが軽そうですし、上井草はそう遠くないので地元の専門家という安心感もありました。正直、年配の専門家は動きが悪いしうるさい方が多いので。（笑）相談者にご紹介した後も、定期的に途中経過を報告してくれたので、安心して任せることができました。手続の流れや進捗をお聞きすることで、成年後見制度についての知識も勉強することができました。期待通りです。ありがとうございました。

＜相談業務引き出しメモ＞

『成年後見申立て手続の流れ』

成年後見制度のうち、法定後見制度(法律による後見制度)の申立て手続の流れは、以下の通りです。

1.成年後見制度の概要を知る

法定後見制度にも、本人の判断能力の程度によって、成年後見、保佐、補助の分類があります。どの分類に該当するかによって、本人をサポートする範囲も異なってきます。

2.主治医に診断書を書いてもらう

主治医の診断結果は、上記分類を家庭裁判所が判断する際の重要な資料となります。

3.公簿等必要書類の収集と、申立て書類の作成

本人や後見人等候補者の戸籍謄本をはじめ、必要

に応じて不動産登記簿謄本、預金通帳の写しなど財産に関する資料、収入・支出に関する資料等を収集し、申立て書類を作成します。

4.管轄の家庭裁判所への申立て

事前に予約が必要です。申立て当日は、書類審査と申立人・後見人等候補者の面接が行われます。

5.審理と審判

親族への照会、医師の鑑定など、家庭裁判所による調査が行われます。申立て受付から審判確定まで、通常2~3ヶ月かかります。

6.後見登記完了

審判確定後、家庭裁判所の嘱託により、法務局で後見登記が行われます。

＜編集後記＞

実は今、当事務所のロゴデザイン変更プロジェクトが密かに進んでいます。これまでは、事務所のホームページや名刺などのデザインは、すべて私自身がやっていました。これらのデザインを、心機一転、外部のデザイナーさんをお願いしています。既にサンプルは出来上がっており、仕上がり具合はなかなかいい感じ。来月ぐらいにお披露目できると思いますので、どうぞご期待ください！

行政書士 ほこだて法務事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 外国人のお客様（入管手続）

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください

ご相談承ります。地域密着の身近な法律手続アドバイザー

行政書士 ほこだて法務事務所

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

相談業務に役立つ小冊子
『間違いない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』
無料請求受付中

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

☞ ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> ☞ ほこだて法務事務所 検索